

平成30年度指定自動車学校協会事業報告

第1 指定自動車教習所及び県協会の適切な運営

1 各種事業の積極的推進

平成30年度も前年度に引き続き、新規運転免許取得者の適正教習等に配慮しつつ、既得免許所持者等に対する各種講習等の実施、公安委員会の委託業務の受託拡大と併せて、県協会と各指定自動車教習所との連携を密に各種事業を積極的に推進した。

2 公正競争規約の適正な運用

「指定自動車教習所業における公正競争規約（平成17年1月2日施行）」を踏まえ、公正競争規約マニュアルに基づき、公正競争規約の適正な運用に努めた。

なお、平成30年度は公正競争規約等に抵触する違反行為等はなかった。

3 個人情報の適正な取扱いに関する施策の推進

「公安委員会が所管する事業を行う者が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針（ガイドライン）」及び「指定自動車教習所の事業を行う者が講ずべき個人情報保護のための措置に関する指針」を遵守し、平成25年4月1日施行の県協会の「個人情報保護規程」や、各指定自動車教習所毎に制定されている個人情報保護規程等に基づき、個人情報の適正な取扱いを推進した。

また、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」の適正な運用にも努めた。

4 「指定教習所管理マニュアル」活用による適切な教習所管理の推進

本県における新規運転免許取得者の約95%を、県協会会員の指定自動車教習所卒業生が占めていることに鑑み、全指連発刊の「指定自動車教習所管理マニュアル」（平成17年3月発刊）を活用して、「仮免許学科試験業務」や「高齢者講習」のほか、指定講習機関として「取消し処分者講習」、「初心運転者講習」を適切に実施する等、指定教習所の業務管理に努めた。

5 消費税増税に伴う転嫁・表示カルテルの遵守と的確な対応

平成26年4月の消費税増税に伴う消費税の転嫁及び表示カルテルを継続実施中であり、引き続き各教習所と連携して適正な「転嫁・表示カルテルの遵守」の運用に努めた。

なお、消費税増税の延期に伴い、転嫁・表示カルテルについても、平成33年3月31日まで延長となっている。

第2 自動車教習所の事業発展のための施策の推進

1 教習所運営等に関する調査研究及び教習需要に関する情報の収集

全国的に少子・高齢化や若者の車離れ等により、教習所運営も厳しい状況が続く中、県内においても教習所入校生が対前年度割れが続いており、今後の教習所の永続的な発展のため、今後の入所者減少対策や教習需要に関する情報の収集等を行う等、教習所運営等に関する調査研究を積極的に行った。

2 指定自動車教習所の広報活動の積極的推進

交通安全運動期間中はもとより、県協会及び各自動車学校のHP（ホームページ）を活用した広報や県内マスコミを活用した広報のほか、自動車学校の施設内でのポスター掲示、のぼり旗の掲出、送迎車両による広報活動等を積極的に実施した。

第3 教習・講習方法に関する調査研究

1 教習生に関する各種教習方法の調査研究

学科教習については、パワーポイントを活用した教習を積極的に推進するため、協会において各教習所が使用できる統一的な教習用資料の作成に向けた研究をすすめた。

また、二輪車の実技指導についても、ビデオを活用した機材の作成検討を行ったほか、中小企業団体中央会の企業研修等を活用して教習指導員や技能検定員、その他事務職員等のパソコン研修教室の積極的な受講支援に努めた。

2 高齢者講習・初心運転者講習の推進

年々増加する高齢者講習に対応するため、長期受講待ち対策として、県協会が高齢者講習受講者が把握できる「高齢者講習予約システム」を運転免許課と連携して構築して運用開始したが、システム改修のため現在停止しており、システムの早期稼働に向けて運転免許課鋭意協議しているところであり、

なお、同システム構築と併せて公安委員会から高齢者講習や初心運転者講習等の講習案内事務を主として、講習受付案内関係事務を委託を受けて実施しており、高齢者講習の長期受講待ちの解消に努めている。

なお、初心運転者講習については、受講期限（受講通知後1月以内）が定められていることを踏まえ、繁忙期、閑散期を問わず確実に実施できるよう、各教習所と連携を図りながら積極的な業務推進に努めた。

3 二輪車教習における安全対策の実施

二輪車教習時の安全対策については、各校ごとに趣向を凝らした対策を実施しており、指定自動車教習所の教習の細目に関する規則により義務化されているプロテクター装着による教習の安全実施について、各教習所と連携して、なお一層の定着化を図った。

4 大型二輪免許の資格審査と教習指導員二輪車安全運転競技大会の開催

技能検定員や教習指導員の大型二輪免許の資格審査について、これまで、安全運転中央研修所のみで実施していたが、各教習所からの要望を受け、技能検定員審査については、県内において実施しているところである。

また、運転免許課（教習係）から、教習指導員等の運転技能が未熟であるとの指摘を受け、平成27年度から教習指導員、技能検定員の技能向上を目的に安全運転競技大会を開催しているところであり、大会開催により指導員等に運転技能が格段に向上していることから、今年度も引き続き「第4回教習指導員二輪車安全運転競技大会」を開催して、教習指導員の教習指導能力と指導員個々の技術向上を図った。

なお、今後とも大型二輪指導員の資格審査の県内実施については、継続して要望していくこととしている。

第4 教習指導員等の教習水準の維持向上に関する施策の推進

1 職員法定講習の適正、かつ、効果的な推進

職員法定講習については、従来から沖縄県公安委員会から当協会が受託して実施しており、今年度も部外講師による講習や実技担当専任講師を選定した上で、指導能力の充実を図る等、適正かつ効果的な講習に努めた。

その結果、法定講習受講者は副管理者58名、教習指導員200名、技能検定員合計254名の計512人が法定講習を受講した。

2 応急救護処置指導員養成講習の実施

応急救護処置指導員養成講習については、例年、運転免許課や赤十字沖縄支部等、関係機関と連携し、効果的な講習を実施しており、平成30年度は12月11日(月)から14日(金)までの6日間、赤十字沖縄支部講習室において、「第二種応急救護処置指導員養成講習」を実施し、7教習所から13名が受講した。

なお、費用については、これまで県協会の予算で賄っていたが、公益目的支出事業が終了したことを受けて、平成30年度からは受講者(各教習所)の負担とした。

3 運転適性検査指導者養成講習の実施

運転適性検査指導者養成講習については、これまで教習指導員のみを対象に実施していたが、平成27年度からは事務職員等にも対象枠を拡大して実施しているところであり、平成30年度も運転免許課講習係と連携を図りながら8教習所の13名が運転適性検査を受検し7名が合格した。

合格した7名については、運転適性検査・指導者のための新任教養を11月1日、2日の両日、運転免許センターにおいて実施した。

4 学科教習競技大会の開催中止と九州地区大会への派遣

県内における学科教習競技大会については、教習指導員のレベルアップを図る観点から、これまで運転免許センターにおいて開催していたが、参加希望者が極端に少なかったことから、県内大会を中止することとした。

ただ、糸満自動車学校指導員が九州地区大会への出場を希望したことから、教習指導員の法定講習の機会を利用して発表させたあと、7月に福岡県で開催された九州地区大会に沖縄県代表として派遣した。

5 認知機能検査員講習の実施

運転免許課が実施する認知機能検査員講習を受講することにより、認知機能検査の実施や高齢者等に対する面談等のほか、改正道路交通法の施行に伴う臨時適性検査等の適切な実施が可能となることから、運転免許課と連携して講習会を実施した。

なお、同講習会は8教習所から22人と当協会事務職員2人の計24人が参加し、11月28日運転免許センターにおいて開催され、終了後全員に受講者証を交付した。

6 取消し処分者講習指導員に対する実務実習の実施

中央研修所において新任運転適性検査指導員等研修課程修了者5校8名に対し、11月上旬から1月下旬までの間に、現に取消し処分者講習を実施している10教習所において、運転免許課と連携して実務実習を行なった。

7 教習指導員の審査前講習会の開催

教習指導員の資格審査に向けた受審対策については、これまで、各々の教習所単位で実施していたが、合格率が低いことから、その対策が求められていたところである。

そこで、県協会が中心となって合格率向上のための審査前講習会を8月から開催した。

審査前講習会に先立ち、専任講師として一部教習所からベテラン指導員8名を指定して、4日間にわたり講習会を開催した。

その結果、合格率が大幅に向上し、講習会の効果が表れたことから、次年度以降も年2回(4月、10月)開催することとしている。

第5 交通安全思想の普及に関する施策の推進

1 交通安全運動の推進と交通安全教育センター活動の積極的支援

各季の安全運動期間中、各教習所を中心に実施している各種イベントを積極的に支援等、交通事故防止のための各種施策を積極的に推進した。

また、各教習所が地域における交通安全教育センターとしての各種活動が出来るよう、交通安全活動用資器材の配賦等により積極的に支援に努めた。

2 教習所の1日開放の積極的支援

各教習所が地元警察署や交通関係機関・団体と連携し、毎年6月21日に実施している「指定自動車教習所の日」や各季の交通安全運動期間中に教習所の1日開放を実施するための積極的な支援に努めた。

3 県協会と教習所と連携した「交通安全講習会」の積極的推進

県協会と各教習所が連携して実施している、「子供や高齢者の事故防止」、「若年者や高校生の事故防止」のほか、「飲酒絡みの事故防止」等の各種交通安全講習会について積極的に支援した。

なお、本講習会については、一般法人移行に伴う公益目的支出事業の一環として実施し始めたが、公益目的事業終了後も助成金を減額して継続実施している。

第6 受託業務等の適正な推進

1 公安委員会からの委託業務の適正な推進

公安委員会からの委託業務については、職員法定講習や取得時講習のほか、講習受付関係の業務を実施している。

そのうち、職員法定講習については、部外講師の講話を取り入れたほか、実技担当専任講師の指導能力の充実強化を図るため、法定講習前に専任講師研修会を開催する等、講習の適正な実施に努めた。

また、取得時講習については、前年度同様7カ所の教習所において実施した。

* 取得時講習実施校

波之上、壺川、宜野湾、津嘉山、北丘、宮古、八重山自校

2 公安委員会からの受託業務拡大のための調査研究

平成30年度に当協会が受託した業務は「職員法定講習」「取得時講習」「講習受付案内関係事務」の3種類となっている。

今後、県協会の安定的な運営と各自動車学校の閑散期対策や教習所の業務負担軽減策等の観点から、現在公安委員会が直営で実施している各種業務及び他の民間団体等に委託している業務について、受託業務拡大のため県協会での受託の可能性について調査研究を継続して行くこととしている。

特に、原付講習、高齢者の更新通知業務及び講習通知業務について、業務受託できるようにしていきたい。

第7 社会貢献活動の積極的な推進

自動車学校業界の社会貢献活動の一環として、児童養護施設等措置児童の普通運転免許取得費用の一部免除について、当協会長と沖縄県知事が協定を締結しており、協定締結に基づき、各指定教習所と連携して積極的な社会貢献活動を推進したほか、交通遺児育成会等の積極的な支援に努めた。

平成30年度の免許取得入所希望者は30名で、入所申請承認済みが29名となっている。その内、免許取得者が9人で、残りは教習所を卒業又は教習中となっている。

なお、1名については免許取得希望を出したものの、入所申請がなかった。

第8 関係機関・団体との連絡調整

今年度も交通事故防止に資するため、沖縄県や道路管理者等、交通関係機関・団体等との連絡調整を図った。

また、交通安全運動出発式や交通事故防止イベント、飲酒運転根絶のための各種会議や大会等に積極的に参加した。

第9 各種会議等の開催

1 定款に基づく定例会議の開催

- 予算理事会：3月 7日(木) 県協会会議室
- 決算理事会：4月27日(金) 同上
- 定時総会：5月11日(金) ロワジュールホテル那覇

2 その他の会議の開催

- 三役会議：6月、8月に沖縄市内で開催
- 設置者・管理者会議：12月8日(金) パシフィックホテル沖縄
- 事務担当者会議等：1月18日(金) 運転免許センター
において開催した。

第10 その他の業務推進

1 表彰規程等に基づく表彰の実施

県協会長と警察本部長との連名表彰及び協会長表彰について、各表彰規程に基づき表彰した。

なお、平成30年度は警察本部長・県協会長連名表彰(団体)1所、個人5人と運転免許課長表彰2所を表彰した。

また、協会長表彰として永年勤続表彰13名、優良職員16名を表彰した。

2 全指連・九指連への表彰推薦

全指連全国大会、九指連総会における各種表彰について、優良教習所や職員について積極的な推薦に努めた。

なお、九指連表彰については九州管区局長・九指連会長連名表彰で団体表彰1校、個人表彰1名、九指連会長表彰で個人5名を上申した。

3 機関誌（沖自協通信）の継続発行

協会機関誌（沖自協通信）については、協会と教習所をつなぐ架け橋として定着しており、今年度も内容を充実して月1回の定期発行に努めた。